



広報 水土里ネット石垣島

ていだ みぐ ゆがふみじ ばがすまかい ゆ ぐくる
～太陽の恵み 世界報水 我島美しや 結い心～

※水土里（みどり）ネットとは全国にある約6000の土地改良区と、全国土地改良事業団体連合会、47都道府県土地改良事業団体連合会の愛称です。土地改良区にふさわしい愛称を全国から募集し、平成14年10月に決定しました。

平成25年10月1日 No.2
発行所：石垣島土地改良区（水土里ネット石垣島）
〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町14番地
TEL (0980) 82-7980 FAX (0980) 83-7378
URL : <http://ishigakijima-t.net>



目次	
・理事長あいさつ	2
・国営土地改良事業「石垣島地区」の着工要請	2
・第5回通常総代会開催	3
・平成23年度決算	3
・財産目録	4
・平成25年度賦課金について	4
・平成23年度賦課金徴収実績	5
・滞納処分の実施について	5
・土地改良事業の案内	5
・石垣島ダムまつり	5
・国営石垣島地区の概要	6
・国営関連事業の今後の進め方について	7
・組合員の皆様へ	8



土地改良区の概要
受益面積・・・4,453 ha
組合員数・・・2,848 名

理事長あいさつ

平成 25 年 3 月 28 日 通常総代会より

本日は第 5 回石垣島土地改良区の通常総代会と言う事で、沖縄総合事務局農林水産部馬場一洋部長はじめ、課長がお見えになられてまして有り難うございます。又県からも玉城振興センター所長をはじめ本当に皆様お集まり頂きまして有り難うございます。全体的な景気はまだまだ戻ってこない状況ではありますが、昨年末政権交代以降、何となく景気が回復しそうな兆しが見えてきたような感じがあります。石垣島においては新空港開港がありまして、観光客の増による 1 次産業の商品の拡大等も期待している処でありますけど、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況であります。



石垣島土地改良区理事長

中山 義隆

全体的な高齢化や後継者不足等に合わせて、最近では T P P の参加表明と言う事もありますので石垣と離島を取り巻く農業環境も大変厳しいと思っております。そんな中、土地改良事業に皆様のご理解、ご協力頂きましてあらためて感謝申し上げます。そして、平成 26 年度を目途に国営の新規事業採択等も視野に入ってきました。亜熱帯地域の特性を活かし基幹作物であるサトウキビをはじめ、牧草、水稻を主体とした農業の展開を図り、農業経営の安定を目指して欲しいと思います。

観光客の増と同時にフライトの充実の中で地元から県外出荷が十分可能な状況になってきます。その時にどれだけ利益の上がる作物を作るのか、これが大きな課題になってくると思われるので皆様方と知恵を絞りながら、そしてまた業者の立場からは特産物を全国に売り歩くそんな意気込みですので、どうぞ皆様と共に明るい豊かな石垣の農業作りに取り組んでいきたいと思っています。本日は平成 23 年度の事業報告と会計収支決算の承認、平成 24 年度の収支補正予算の議決、平成 25 年度の事業計画等の 13 議案と決議を予定していますので、慎重なる審議をして頂きますようお願いいたします。皆様方のご意見を頂きながら、しっかりとした経営体質を基盤にしたいと思っていますので、どうぞ宜しくお願い致します。

国営土地改良事業「石垣島地区」の着工要請

平成 25 年 7 月 16 日～18 日沖縄県、沖縄総合事務局、衆参議員、農水省、内閣府の関係機関へ要請行動を致しました。衆参議員は選挙期間のため、本人不在で秘書渡しでしたが、農水省、内閣府の対応は、「来年の実施は必要と思っている。約束したことは実現したいので、法手続き等頑張る」と励まされる程、良い感触を得て参りました。



第5回 通常総代会開催

石垣島土地改良区第5回通常総代会が平成25年3月28日石垣市健康福祉センター2階視聴覚室で開催されました。午後2時から中山義隆理事長の挨拶に続いて沖縄総合事務局農林水産部馬場一洋部長のご祝辞を賜り、喜友名茂総代を議長に選任し、次の議案が上程され、全議案が原案通り可決承認されました。

- 議案第1号・・・平成23年度事業報告の承認について
- 議案第2号・・・平成23年度一般会計・特別会計収支決算・財産目録の承認及び監査報告について
- 議案第3号・・・平成24年度一般会計及び特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第4号・・・平成25年度事業計画
- 議案第5号・・・野呂水地区区営土地改良事業（農業用排水施設）の施行について
- 議案第6号・・・定款の一部変更議決について
- 議案第7号・・・規約の一部変更議決について
- 議案第8号・・・規程の一部変更議決について
- 議案第9号・・・平成25年度経常賦課金、特別賦課金及び管理賦課金の徴収方法の議決について
- 議案第10号・・・平成25年度一時借入金の最高限度額及び貯金の預入先金融機関の議決について
- 議案第11号・・・平成25年度一般会計及び特別会計収支予算の議決について
- 議案第12号・・・国営かんがい排水事業「石垣島地区」の平成26年度着工要請について
- 議案第13号・・・役員候補の補欠選任について



平成23年度決算

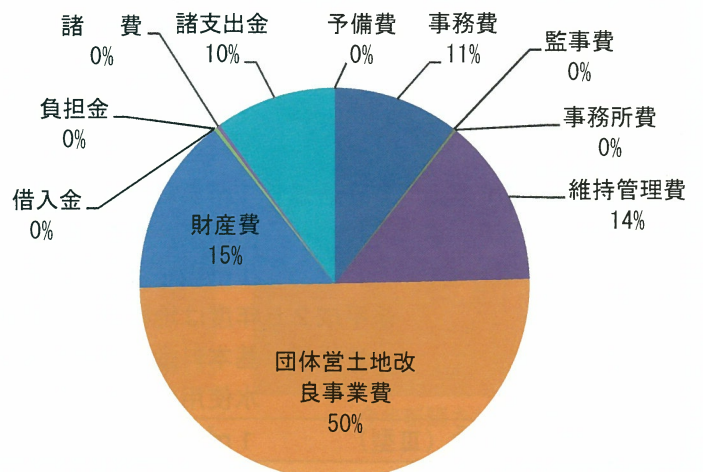
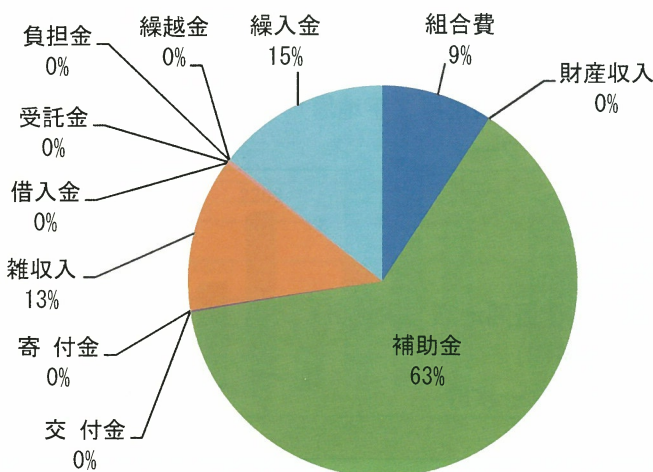
一般会計

(単価：円)

(単価：円)

収入の部	
科目	予算額
1. 組合費	98,773,654
2. 財産収入	5,508
3. 補助金	676,094,382
4. 交付金	1,800,000
5. 寄付金	0
6. 雑収入	135,315,097
7. 借入金	0
8. 受託金	3,349,350
9. 負担金	591,050
10. 繰越金	0
11. 繰入金	153,785,955
収入合計	1,069,714,996

支出の部	
科目	予算額
1. 事務費	112,252,629
2. 監事費	181,000
3. 事務所費	1,865,922
4. 維持管理費	148,422,889
5. 団体営土地改良事業費	535,721,411
6. 財産費	157,485,267
7. 借入金	0
8. 負担金	2,949,900
9. 諸費	3,180,458
10. 諸支出金	107,655,520
11. 予備費	0
支出合計	1,069,714,996



財 産 目 録

資 産

(単価: 円)

摘 要		金 額
1. 流動資産		
現金及び預金	一般会計	0
未収入金	未収賦課金 (経常・特別・管理)	1,317,563,793
2. 特定資産		
	退職給与積立金	69,006,508
	出資金(土地改良基金)	2,100,000
	財政調整期金積立金	30,222,035
	国営施設地上権設定事業費	37,041,616
	高生産性農業集積促進 事業促進費	2,019,065
	公庫償還金積立金	36,338,232
	換地清算金償還積立金	35,107,894
	土地改良区合併推進 円滑化基金	300,817
	新石垣空港建設転用決済金	119,638,934
	新石垣空港建設工事補償金	2,146
3. 固定資産		
	機械器具車両備品	5,539,668
	備品事務所所在	8,107,390
資 産 合 計		1,662,988,098

負 債

(単価: 円)

摘 要		金 額
1. 長期負債		
借入金	沖縄振興開発金融公庫 (元金分) (宮良川)	454,105,533
	農業基盤整 備資金未払金 (棚上分) (宮良川)	867,015,000
	借入金 (元金分) (名蔵川)	126,886,208
	借入金 (元金分) (大浦川)	53,865,190
2. 短期負債		
未払金	換地清算交付金(宮良川)	51,053,036
未払金	換地清算交付金(名蔵川)	1,766,560
引当金	退職給与引当金	69,006,508
	短期負債合計	121,826,104
資 産 合 計		1,662,988,098

平 成 2 5 年 度 賦 課 金 に つ い て

平成 25 年度経常・特別・管理賦課金の賦課方法が下記の通りとなりました。

1. 経常賦課金 (改良区の経常的運営経費)	基盤整備済み受益地に地積割に賦課する・・・(1㎡当たり1.0円、坪当たり3.3円)
2. 特別賦課金 (事業費の受益者負担に伴う公庫借入償還金)	基盤整備済み受益地に年度別公庫償還金を地積割に賦課する (賦課金算出資料により賦課する。)
3. 管理賦課金 (土地改良事業に係る施設の維持管理費)	整備済み受益地に地積割地区・水使用量地区で下表の通り賦課徴収する。
旧宮良川地区	普通畑 1㎡当たり4.9円 水 田 1㎡当たり6.0円(但し底原ダム直接掛かりは1㎡当たり3.0円) ※平成25年度は地積割と水使用料で賦課 (新川地区、武那田地区) 普通畑 基本料金1㎡当たり2.5円 (地積割) 水使用量1㎡当たり5.0円 (メーター検針)
旧名蔵川地区	普通畑 基本料金1㎡当たり2.5円 (地積割) 水使用量1㎡当たり5.0円 (メーター検針) 但しトウレ、北トウレ、浦田原の一部は1㎡当たり3.9円 水 田 1㎡当たり3.0円 (ブネラ、トウレ、浦田原、平地原) 1㎡当たり5.0円 (シーラ、崎枝、フーネ)
旧大浦川地区	普通畑 1㎡当たり4.0円 (大浦川地区) 1㎡当たり0.5円 (おもと地区) 1㎡当たり3.9円 (屋良部地区) ※平成25年度は地積割と水使用料で賦課 (伊原間地区、栄地区) 普通畑 基本料金1㎡当たり2.5円 (地積割) 水使用量1㎡当たり5.0円 (メーター検針)
給 水 栓 (Ⅲ型)	1㎡当たり50円

平成23年度賦課金徴収実績

特別賦課金 賦課額 107,654,000円	未収特別賦課金 賦課額 320,888,000円
当 該 年 度	過 年 度
徴収額 36,964,143円	徴収額 72,187,370円
徴収率 34.3%	徴収率 22.5%
年度合計 109,151,513円(当該年度、過年度含)	

滞納処分の実施について

平成20年4月に設立した石垣島土地改良区の合併条件理由の1つに、土地改良事業運営の円滑化を図るため「賦課金徴収業務」の強化があげられており、長期滞納者等を筆頭に平成21年度から沖縄県知事の認可により「滞納処分」を実施しており「土地の差押え登記」を行っております。

平成25年8月現在のこれまでの差押え実績は、滞納者234名、納入金額1億8千2百万円、滞納額6億2千4百万円。次の沖縄県知事認可で、差押え予定者72名、滞納額1億1千3百万円です。

受益者の賦課金が主な財源であることから、滞納賦課金の解消を目標に業務を行っております。

土地改良事業の案内

土地改良事業は、大きく分けて、ほ場整備事業(区画整理)と、かんがい排水事業(畑地かんがい)等があります。

事業負担金	県営ほ場整備事業	団体営ほ場整備事業	県営かんがい排水事業	団体営かんがい排水事業
国負担	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
県負担	15.5%	15.5%	15.5%	15.5%
市負担	2.5%	2.5%	4.5%	4.5%
受益者負担	2.0~4.0%	2.0%	0%	0%



石垣島ダムまつりの開催

・平成25年7月7日(日)に石垣島ダムまつりが名蔵ダムで行われました。農業用ダムが持つ良好な多面的機能をPRするとともに、ダム本体や周辺施設を活用したイベントを行うことにより、地域の農業振興と農業農村整備事業の広報活動、さらに地域間交流を図ることを目的に開催され、2208名の来場者がありました。

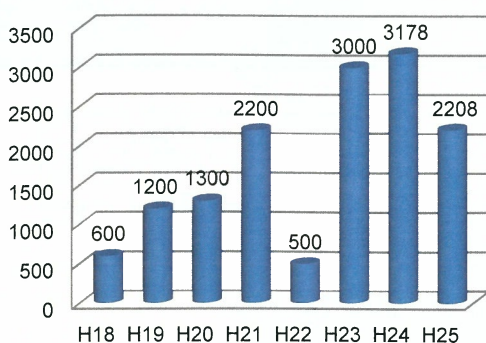
今年はバナナボード体験、カヌー体験、消防放水体験、ウエイクボードコンテスト、施設案内ツアー、ダム周辺の生き物等展示、ダムのパネル展・操作室見学、出店(農産物等)、各種ステージイベントや新調された御輿も登場するなど、盛りだくさんの内容で、来場者に楽しんで頂けました。



開会式

●来場者数

※H22は雨天により一部中止



地元の学校によるステージイベント



今年新調された御輿

国営石垣島地区の概要

石垣島 地区

関係市	石垣市
調査名	全体実施設計
調査期間	H24～25年度

事業計画(案)

石垣島では、国営事業で建設された施設のうち老朽化した水路やポンプ場等の改修や底原ダム、真栄里ダム、石垣ダム、名蔵ダム、県営事業の大浦ダムの農業用水を活用した農業用水の再編を行ない、これからも農業用水を安定的に利用するとともに新規農地への配水を可能とする調査・計画を実施しています。

[主な調査内容]

■ 老朽化した水路やポンプ場等の改修に関する事項

■ 「農業用水再編」に関する事項

- 新規農地（現在、水が配水されていない）への配水及びその施設整備計画

■ 維持管理費低減に関する事項

- 維持管理費低減に向けた施設計画及び農業用水再編に伴う一元化した水管理システムの構築

○ 老朽化した揚水機場、管水路等の更新・補修により、受益地内の農業生産が維持・向上するとともに、多様な営農が展開されます。さらに、維持管理費軽減、環境への配慮の観点から、自然エネルギーの導入を目指しています。

○管の腐食による漏水（前歴宮良川地区）



○太陽光発電等の自然エネルギーの導入



○水質を安定化



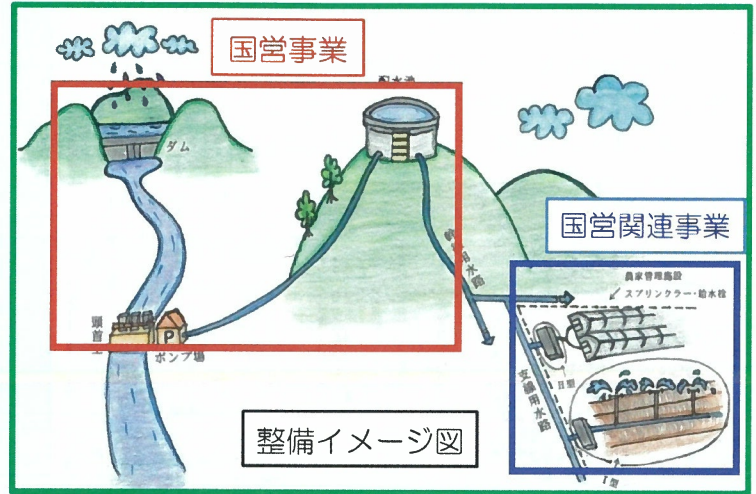
農業用水の効果は、さとうきび、牧草、野菜、花卉などの作物の増産につながります。



平成26年度 国営事業着工に向けての認可申請には **受益者の同意書** が必要です。推進委員が訪問した際には、ご理解・ご協力をお願い致します。

国営関連事業の今後の進め方について

- 国営土地改良事業により農業用ダムが造成され農業用水が確保されています。その用水を農家の畑に配水・散水する「かんがい施設」の整備を、沖縄県や石垣市・石垣島土地改良区で実施する「国営関連事業」により行います。
- 「国営関連事業」により、かんがい施設やその条件整備のための区画整理事業を行います。これまでの制度が充実していなかったり等、以下のような厳しい条件で行われてきました。



今までの国営関連事業は…

- ・ 現況の農地の良否を問わず、かんがい施設整備と合わせて区画整理事業の実施が必須。(区画整理なしでのかんがい施設整備が不可能)
- ・ 区画整理事業の農家負担は、事業費の 10%と負担大
- ・ 農道や排水路などの公共施設整備も、農家負担が発生
- ・ かんがい施設整備にも、事業費の 5%の農家負担が発生
- ・ 農業用水の利用料金が、畑の面積に応じて課金され、水を使っても使わなくても同じ料金徴収による不公平感



今後の国営関連事業は！

- ・ 区画整理を農地の現況や農家のニーズに合わせて実施(現況がよい場合は、区画整理なしが選択可)
- ・ 区画整理の農家負担は、市補助により 2~4%と軽減
- ・ かんがい施設整備の農家負担は、市補助により 0%!(施設整備の工事費にかかる負担なし)
- ・ 農地外に設置される公共施設(農道、排水路、沈砂池やグリーンベルトの赤土対策施設)は、市負担で整備(工事費にかかる農家負担なし)
- ・ 今後の事業実施地区については、農業用水の使用料金をメーター制(基本料金+水使用料金)を導入
- ・ 整備済の地区についても、施設更新事業を順次実施



組合員の皆様へ

組合員名を確認しましょう！

広報送付宛先名、賦課金納入通知書等の組合員名を必ず確認してください。変更がある場合、土地改良区の運営上、支障がありますので速やかにお申し出ください。

農地を転用する場合の許可を要する場合、要しない場合

農地を宅地等に転用し農業以外の目的に利用する場合は、農地法により県知事や農水大臣の許可を要しますが農地を有効利用するための農業用付帯施設（畜舎や農機具庫等）の建設は敷地面積を含め2アール（60坪）未満までは、土地改良区、農業委員会に届出と確認で短期間で、できますので知っておくと便利です。

水難事故防止！

水量の多い時期です。用水路、ファーム Pond、ダム、ため池等の危険な所へ近づかないようにして下さい。

特に、子供やお年寄りを水の事故から守るため、皆さんで充分注意しましょう。



組合員名義の変更は必ず改良区事務所に届け出が必要です！

● 組合員資格変更の届け出

簡単な手続きです。組合員名（封筒の宛名）を確認して下さい

- 組合員が亡くなられたとき、または農地を相続したとき
- 組合員が住所や氏名を変更するとき
- 農地を売買、賃借、交換等で名義変更があるとき
- 農業者年金を受けようとするとき

● 滞納賦課金は新資格者が負担

- 滞納金がある土地を買うと、土地改良法第42条（権利義務の承認及び決済）により、買った人が滞納賦課金を支払うこととなりますので、農地売買の際は土地改良区へ問い合わせ下さい。
- 届け出用紙は事務所に準備してあります。

◎市町村に農地の転用・移動の手続きをしても、土地改良区に届け出をしないと、いつまでも賦課金を支払い続けなければなりません。

賦課金の期限内の納付を！

賦課金の納入通知書は9月に発送致します。
なお、徴収方法については下記のようになっています。

- 各銀行に口座引き落とし振替委託による徴収。
- 窓口で直接徴収、戸別訪問による徴収、法的処置による徴収
- その他理事会で定める方法による徴収。

※便利な口座引き落としを推奨しております。

納期内の納入にご理解・ご協力をお願いします。

スプリンクラーの故障等の際には

スプリンクラーの故障等の用件は下記に連絡ください。

- みどり色の自動弁の場合
福山商事(株) 修理委託者:若山電工
事務所電話・・・(0980)82-8121
担当携帯番号・・・090-8292-1606
- オレンジ色の自動弁の場合
(株)流金
事務所番号・・・(0980)83-1422
担当携帯番号・・・080-2704-0024

個人情報保護について

組合員様から業務を円滑に実施する為に取得した個人情報は、厳密に管理しています。
当土地改良区の事業運営に関する目的の範囲内で利用させて頂くものであり、ご本人の承諾なく提供することはありません。

お気軽にご相談を・・・

土地改良区に関連する届出や農地の件について、ご不明な点などございましたら、お気軽に事務局までご相談ください。

